

住民基本台帳ネットワークに関する特定個人情報保護評価書の見直しについて

略称 ・住民基本台帳ネットワークに関する特定個人情報保護評価書 →**評価書**
・住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号） →**住基法**
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号） →**番号法**
・特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号） →**規則**

1 評価書策定・見直しの主な経過

- ・平成27年度 評価書策定 ※番号法施行に伴うもの
- ・令和元年度 評価書見直し ※規則第15条等（5年経過後の見直し）に基づくもの
- ・〃 5年度 〃 ※規則第11条等（重要な変更）に基づくもの

2 評価書見直し（令和5年度）の概要

・重要な変更

- 令和元年5月に公布された改正住基法等に基づき、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付、電子証明書の発行・提供等を実現するため、国外転出後も消除されない戸籍の附票を基盤とした個人認証をできるようにすることとされた。
- これに伴い、都道府県知事が、個人番号と連携できる都道府県知事保存附票本人確認情報の利用・提供を行うことが可能となった。

・主な見直し内容

これまでの評価書では「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」の取扱い等に関する内容のみであったが、新たに「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」の取扱い等に関する内容を追加